

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1051号)

平成24年7月19日

横 情 審 答 申 第 1051 号

平 成 24 年 7 月 19 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年10月24日総人第657号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民から提出された、特定の職員に対して懲戒処分を求める手紙」の
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市民から提出された、特定の職員に対して懲戒処分を求める手紙」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民から提出された、特定の職員に対して懲戒処分を求める手紙」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年8月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 市民から特定の職員（以下「対象職員」という。）の懲戒処分を求める内容が記載されている文書等が提出された場合の取扱いについて定めた規定はない。当該文書等を受け付けた場合、通常はいわゆる陳情書として取り扱い、当該職員が所属する区局の総務課で事実関係等を調査した上で、懲戒処分に相当する事実があったと認められた場合又はその疑義がある場合に、総務局人材組織部人事組織課あてに報告する等の対応を行っている。

総務局人材組織部人事組織課においては、このような報告があった場合、事実を確認した上で、必要な措置を検討する。

- (2) 本件申立文書には、特定の個人の氏名、住所のほか、本市と本件申立文書の提出者（以下「提出者」という。）との間のこれまでのやりとり等の極めて個人的かつ具体的な情報が記載されている。そのため、他の情報と照合することにより、文書の構成や言い回し等によって、特定の個人を識別できることとなる。

また、本件申立文書を行政に対して提出したことや、当該文書の内容である個人の主張や見解などの情報は、一般に他人に知られたくない情報であると考えられる。

したがって、仮に特定の個人を識別できない個人情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 個人名を黒塗りすることによって個人の権利利益を害するものではないので、実施機関による非開示理由の主張は不適法な理由であることが明白である。申立人は、過去において個人名を黒塗りした情報開示を受け取ったことがある。
- (3) 総務局の職員は、申立人が提出した懲戒処分申立書が存在するにもかかわらず、故意に隠蔽し、開示又は非開示の決定も行っていない。このことは、懲戒処分申立ての規定がないという発言を裏付ける方便であると言わざるを得ない。市長に対して再度、市民からの懲戒処分申立書の提出につき調査し、その結果について釈明することを求める。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

ア 本件申立文書は、平成12年から平成21年までの10年間に市民から実施機関に提出された対象職員の懲戒処分を求める内容が記載されている文書であり、総務局が保有する市民から提出された手紙である。

実施機関は、市民から提出された対象職員の懲戒処分を求める内容が記載されている文書等の取扱いについて定めた規定はないと説明している。また、実施機関では本件申立文書の記載事項について調査及び検討を行った結果、懲戒処分の対象として挙げられた職員（以下「本件職員」という。）には懲戒処分に該当する事実がないものと判断したことが認められる。

イ 本件申立文書には、提出者の氏名及び住所、本件職員の氏名、所属及び行為並びに提出者と実施機関との間の対応記録等とともに、当該提出者の要望、不満等が全般にわたり詳細に記載されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、

開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記載されている情報は、個人に関する情報であり、公にすることにより、特定の個人が識別され、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としている。

これに対し、申立人は、個人の氏名を除き、本件申立文書を開示すべきであると主張しているので以下検討する。

ウ 実施機関の説明では、市民から提出される対象職員の懲戒処分を求める文書については、その手続等が法令等に規定されているものではないとのことである。そのため、文書の提出方法、様式、項目、記載方法等は様々であり、その記載内容は多岐にわたるものと考えられる。

また、懲戒処分に該当するものとされた記載内容等の詳細については、対象職員及び当該事案の調査手続に関わった者のみが知り得るものであり、一般的にその取扱いには細心の配慮がなされ、たとえ同じ職場に勤務する職員であっても知り得ることはない情報であると考えられる。

エ このような懲戒処分を求める文書は、対象職員の行為について事実を確認していない記載、懲戒処分を求める者の一方的な主張に基づく記載、対象職員の行為があたかも犯罪構成要件を充足するような記載又は対象職員の個人の人格をおとしめる誹謗中傷ともとらえられかねない記載で構成されていることが間間ある。このため、懲戒処分を求める文書は、対象職員の人格又は名誉と密接に関係する機微にわたる情報であり、個人の権利利益を害するおそれがある性質を有する場合があると言える。

オ そこで、当審査会において本件申立文書を見分したところ、当該文書には、全体として、本件職員が違法行為又は不当な職務遂行を行ったかのような、事実を確認していない内容が繰り返し記載されており、本件職員が身分等を失するべきであるとする一方的な主張がなされていることが認められた。これらの記載は、本件職員の人格又は名誉と密接に関係する機微にわたる情報であると認められ、仮に氏名等個人を識別できる部分を非開示としたとしても、公にすることにより、なお本件職員の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

以上のことから、本件申立文書全体が本号本文に該当する。また、本件申立文書は、本号ただし書のいずれにも該当しない。

カ なお、申立人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものでは

ない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年10月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年11月18日 (第129回第三部会)	・諮問の報告
平成23年11月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月24日 (第196回第一部会) 平成23年11月25日 (第203回第二部会)	・諮問の報告
平成24年3月2日 (第134回第三部会)	・審議
平成24年3月16日 (第135回第三部会)	・審議
平成24年4月6日 (第136回第三部会)	・審議
平成24年4月20日 (第137回第三部会)	・審議
平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・審議